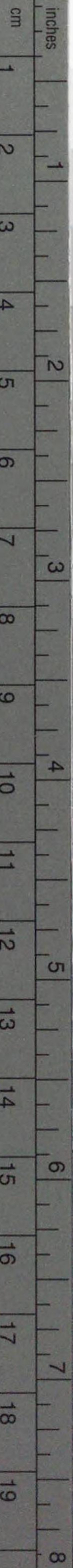


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

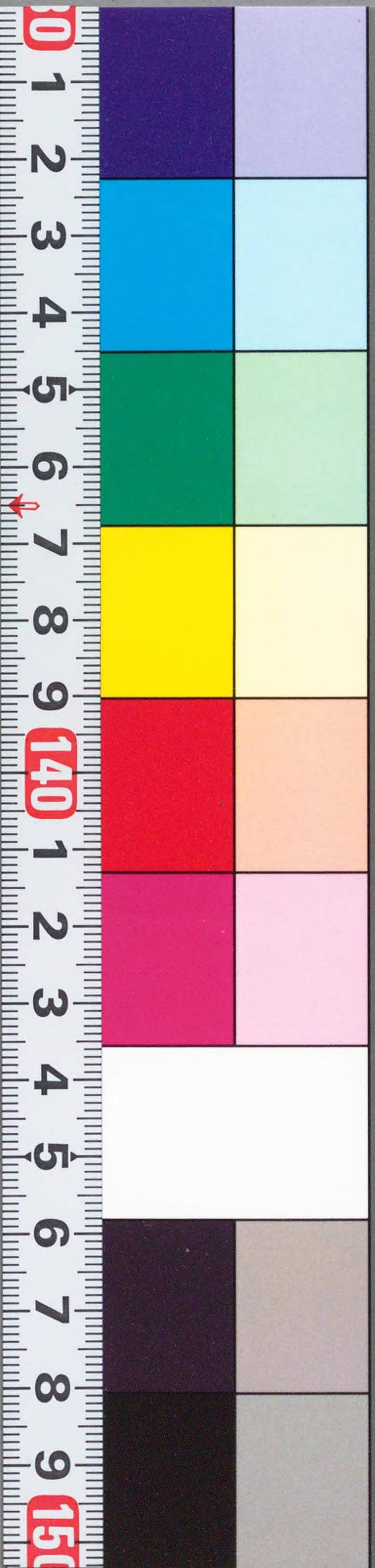
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



328,686
N684n
N



000K6278

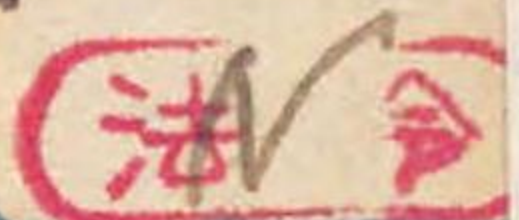
日本国有鉄道法

国立国会図書館



32868

N684n





昭和二十九年三月二十日

日本国有鉄道法

附 日本国有鉄道法施行法
日本国有鉄道法施行令

日本国有鉄道総裁室文書課

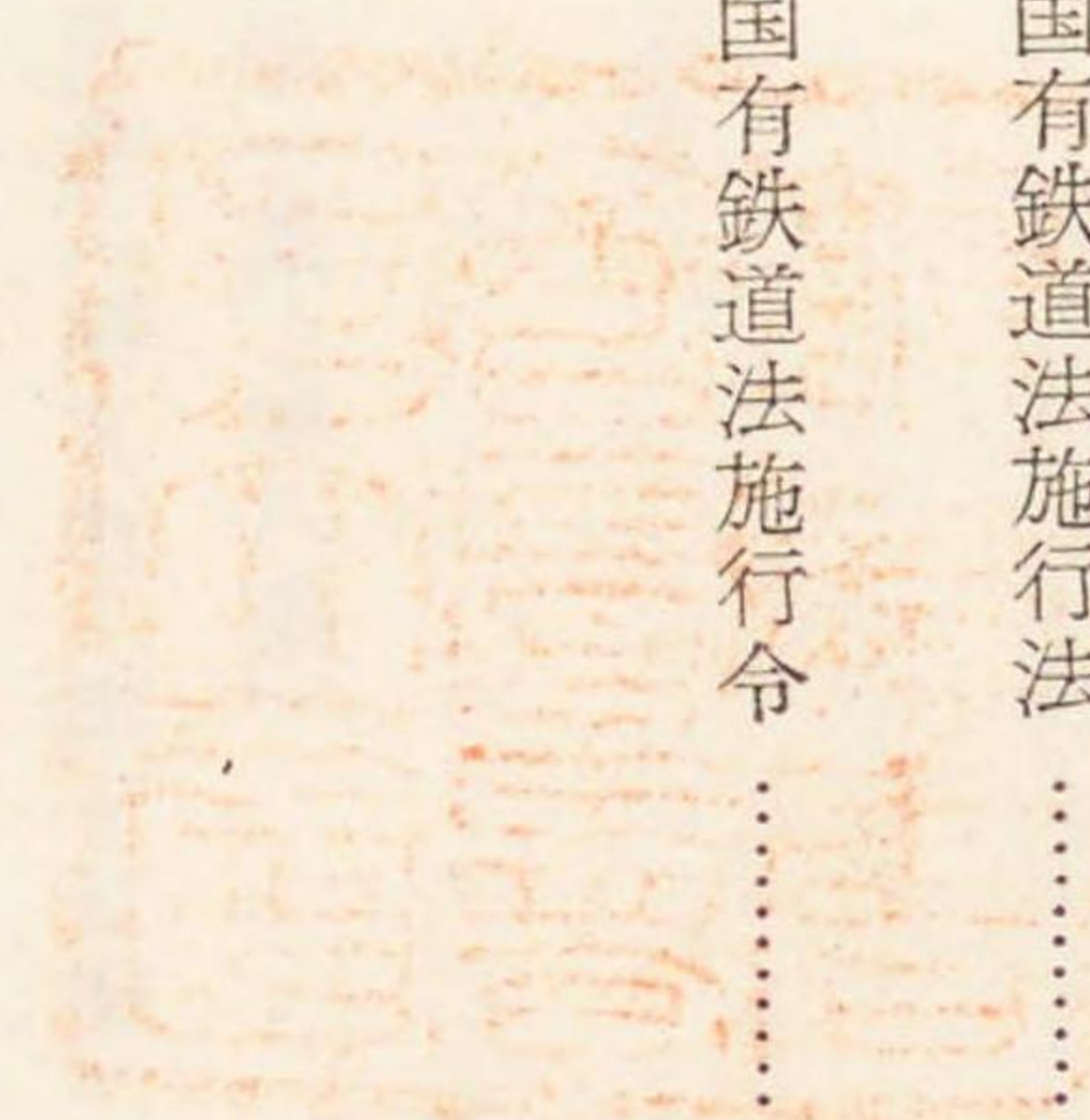
328,686N684nN

○ 日本国有鉄道法 (一)

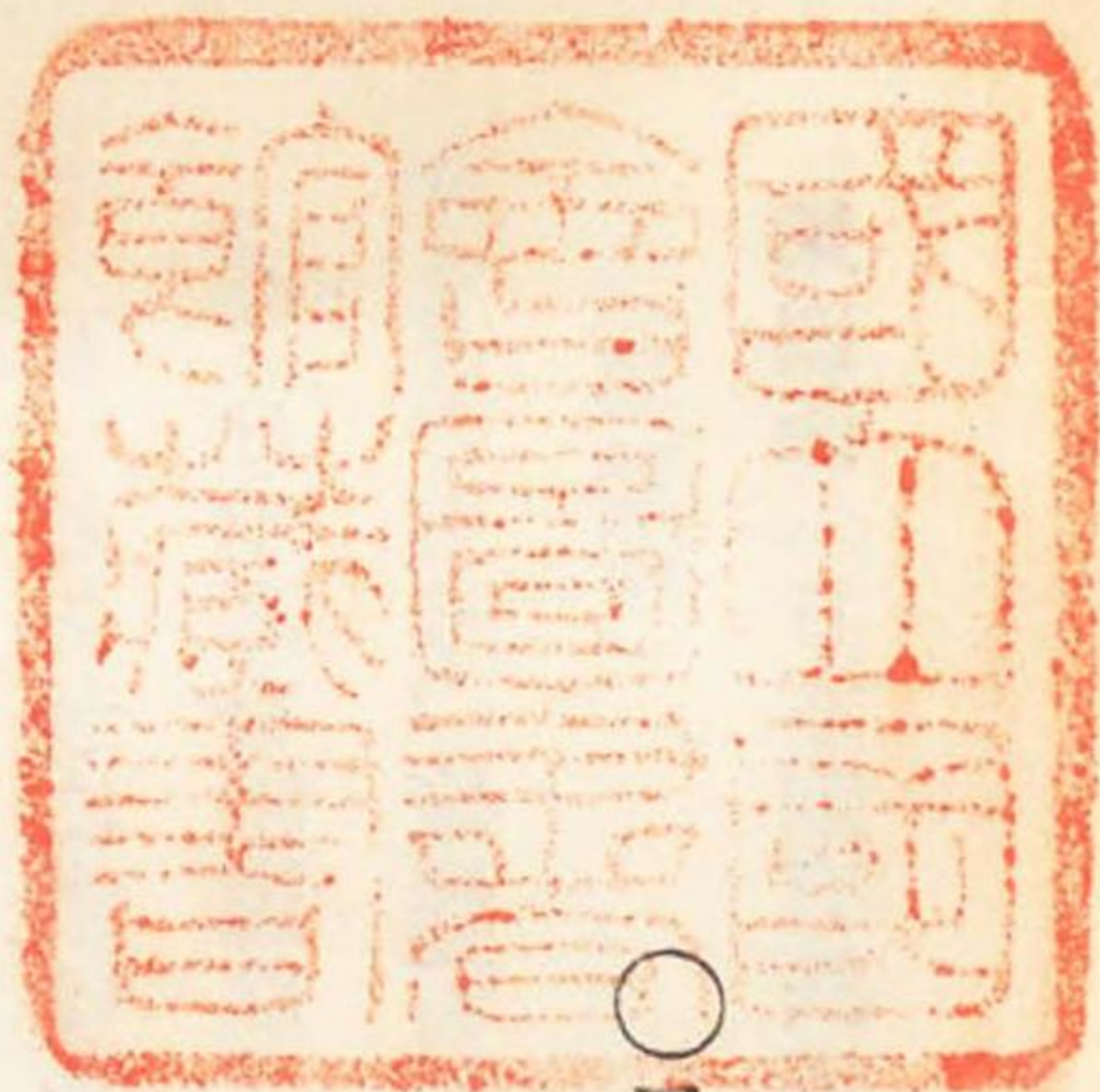
○ 日本国有鉄道法施行法 (三)

○ 日本国有鉄道法施行令 (五)

目次



K 6278



○日本国有鉄道法

昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十六号

改正

同	同	同	同	同	同	昭
二	二	二	二	二	二	二
七	七	六	六	五	五	四
、	、	、	、	、	、	、
一	二	七	六	六	五	三
、	、	、	、	、	、	、
二	三	一	一	一	一	三
六	一	九	一	〇	一	四
同	同	同	同	同	同	法
三	二	二	一	一	一	
三	六	二	八	六	七	九
九	八	〇	四	〇	九	二
五						
同	同	同	同	同	同	同
二	二	二	二	二	二	二
八	七	六	六	五	五	四
、	、	、	、	、	、	、
一	一	一	一	一	一	一
八	七	二	六	七	五	二
、	、	、	、	、	、	、
三	三	一	一	一	一	三
一	一	三	一	一	〇	四
同	同	同	同	同	同	同
一	二	二	一	二	一	二
四	八	九	八	二	五	六
一	八	八	二	九	六	九
二	八	二	九	六	九	二
八	二	九	六	九	二	八

日本国有鉄道法

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 経営委員会（第九条—第十七条）
- 第三章 役員及び職員（第十八条—第三十五条）
- 第四章 会計（第三十六条—第五十一条）
- 第五章 監督（第五十二条—第五十四条）
- 第六章 罰則（第五十五条）
- 第七章 雑則（第五十六条—第六十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国が国有鉄道事業特別会計をもつて経営している鉄道事業その他一切の事業を経営し、能率的な運営により、これを発展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本国有鉄道を設立する。

(法人格)

第二条 日本国有鉄道は、公法上の法人とする。日本国有鉄道は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五条又は商社会社その他の社団に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に定める商社会社ではない。

(業務)

第三条 日本国有鉄道は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 鉄道事業及びその附帯事業の経営
 - 二 鉄道事業に関連する連絡船事業及びその附帯事業の経営
 - 三 鉄道事業に関連する自動車運送事業及びその附帯事業の経営
 - 四 前三号に掲げる業務を行うのに必要な採炭、発送電及び電気通信
 - 五 前各号に掲げる業務の外第一条の目的を達成するために必要な業務
- 2 日本国有鉄道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に関する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

(事務所)

第四条 日本国有鉄道は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本国有鉄道は、必要な地に従たる事務所を置く。

(資本金)

第五条 日本国有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産の価格に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、日本国有鉄道に追加して出資することができる。この場合において、日本国有鉄道は、その出資額により資本金を増加するものとする。

第六条 削除

(登記)

第七条 日本国有鉄道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。（民法の準用に関する規定）

第八条 民法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、日本国有鉄道に準用する。

第二章 経営委員会

(経営委員会の設置)

第九条 日本国有鉄道に経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)

第十条 経営委員会は、日本国有鉄道の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び短期借入金の借入並びに鉄道債券の発行

四 長期借入金及び鉄道債券の償還計画

五 その他経営委員会が特に必要と認めたる事項

(経営委員会の組織)

第十一条 経営委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員を以つて組織する。

2 経営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 経営委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならぬ。

(委員の任命)

第十二条 経営委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、広い経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3 内閣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命につい

て、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣は、第十四条の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ又は懲役に処せられた者

三 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院の指定する非常勤の者を除く。)又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

五 日本国有鉄道に対し、物品の売買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者

六 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第十四条 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、名誉職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法)

第十六条 経営委員会は、委員長又は第十一条第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員又は特別委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 経営委員会は、日本国有鉄道の役員又は職員をその会議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5 総裁の指名する役員は、経営委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることができる。

(公務員たる性質)

第十七条 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)は適用されない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類)

第十八条 日本国有鉄道の役員は、総裁、副総裁及び理事とする。

(役員の種類及び権限)

第十九条 総裁は、日本国有鉄道を代表し、その業務を総理する。総裁は、第十一条に規定する職務上当然就任する経営委員会の特別委員とする。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道を代表し、総裁を補佐して日本国有鉄道の業務を掌理し、総裁

に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本国有鉄道の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

(役員の種類及び任期)

第二十条 総裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の同意は、第十六条の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3 副総裁は、経営委員会の同意を得て、総裁が任命する。

4 理事は、総裁が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、各々四年とする。

6 総裁及び副総裁は、再任されることができる。

(役員の種類)

第二十一条 第十二条第四項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

(総裁及び副総裁の罷免)

第二十二条 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十条第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

第二十四条 日本国有鉄道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本国有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十五条 総裁、副総裁又は理事は、日本国有鉄道の職員のうちから、その業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及び資格)

第二十六条 この法律において日本国有鉄道の職員とは、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項に規定する者をいう。

2 第十二条第四項第三号に該当する者(町村の議会の議員である者を除く。)は、職員であることができない。
(任免の基準)

第二十七条 職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。
(給与)

第二十八条 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の条件を考慮して定めなければならない。
らなう。

(降職及び免職)

第二十九条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよい場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職されることがない。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

- 3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。
- 5 休職者の給与は、第四十四条に規定する給与準則の定めるところにより支給する。

(懲戒)

第三十一条 職員が左の各号の一に該当する場合には、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律又は日本国有鉄道の定める業務上の規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。
- 3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受けらる。
- 4 減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本国有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体等労働関係法第七条の規定により専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三条 日本国有鉄道は、左の各号の一に該当する場合には、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条、第三十五条又は第四十条の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車（自動車、船舶を含む。）が遅延したとき。

(公務員たる性質)

第三十四条 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、国家公務員法は適用されない。

(公共企業体等労働関係法の適用)

第三十五条 日本国有鉄道の職員の労働関係については、公共企業体等労働関係法の定めるところによる。

第四章 会計

(総則)

第三十六条 日本国有鉄道の会計及び財務に関しては、本章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十七条 日本国有鉄道の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 日本国有鉄道は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日までに完結しなければならない。

(計理の方法)

第三十八条 日本国有鉄道は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため財産の増減及び異動をその発生の実に基いて計理する。

(予算の弾力性)

第三十九条 日本国有鉄道の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができる弾力性を与えるものとする。
(予算の作成及び提出)

第三十九条の二 日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

(予算の内容)

第三十九条の三 日本国有鉄道の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十九条の四 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定(第三十九条に規定する弾力性に関する規定を含む。)を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十九条の八第二項の規定により債務を負担する行為の限度額

二 第三十九条の十四第二項に規定する経費の指定

三 第三十九条の十五第一項但書に規定する経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額

五 第四十四条第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額及び同条第二項の給与の支給に関する事項

六 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第三十九条の五 収入支出予算は、資本勘定、損益勘定及び工事勘定の別に区分し、更に収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて項に区分する。

(予備費)

第三十九条の六 災害の復旧その他予見することができない事由による支出予算の不足を補うため、日本国有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

2 日本国有鉄道は、予備費を使用したときは、直ちにその旨を運輸大臣に通知しなければならない。

(継続費)

第三十九条の七 日本国有鉄道は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ継続費として国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

(債務の負担)

第三十九条の八 日本国有鉄道は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 日本国有鉄道は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、予算を

もつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

一四

(予算の議決)

第三十九条の九

日本国有鉄道の予算の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の議決の通知)

第三十九条の十

内閣は、日本国有鉄道の予算が国会の議決を経たときは、運輸大臣を経由して、直ちにその旨を日本国有鉄道に通知するものとする。

2 日本国有鉄道は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 第一項の規定により日本国有鉄道に対する通知があつたときは、運輸大臣は、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第三十九条の十一

日本国有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第三十九条の十二

日本国有鉄道は、前条第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第三十九条の十三

日本国有鉄道は、必要に応じて、一事業年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2 第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、この暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

(予算の流用等)

第三十九条の十四

日本国有鉄道は、支出予算については、当該予算の目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第三十九条の五の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 日本国有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(予算の繰越)

第三十九条の十五

日本国有鉄道は、予算の実施上特に必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 日本国有鉄道は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らな

一五

かつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。

3 日本国有鉄道は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、運輸大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第三十九条の十六 日本国有鉄道は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、これを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができざる限度を、運輸大臣を経由して、日本国有鉄道に通知するものとする。

3 日本国有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならない。
(収入支出等の報告)

第三十九条の十七 日本国有鉄道は、毎月、第三十九条の八の規定により負担した債務の金額並びに収入及び支出をした金額を、政令で定めるところにより、運輸大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十条 日本国有鉄道は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 日本国有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第四十条の二 日本国有鉄道は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前条第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、運輸大臣に提出しなければならない。

2 運輸大臣は、前項に規定する報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第四十条の三 内閣は、前条第二項の規定により日本国有鉄道の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検閲を経た日本国有鉄道の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第四十一条 日本国有鉄道は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならない。但し、前事業年度から繰り越した損失があるときは、その利益を損失の補てんにあて、なお利益の残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならない。

2 日本国有鉄道は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。但し、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額を繰越欠損金として整理しなければならない。

3 資本取引により生じた額は、第五条第二項の規定による資本金の増加の場合を除き、その都度資本積立金として整理しなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十二条 日本国有鉄道は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令

で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 政府は、前項の規定により国庫に預託された預託金については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

(借入金及び鉄道債券)

第四十二条の二 日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉄道債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 鉄道債券の消滅時効は、元金については十年、利子については五年をもつて完成する。

6 日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、鉄道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

8 日本国有鉄道は、国会の議決を経た長期借入金又は鉄道債券の限度額のうち、当該事業年度において借入又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、第三十九条の十五の規定による繰越額及び翌事業年度に持ち越す未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は鉄道債券を発行することができる。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定に定めるものの外、鉄道債券に関し必要な事項は、政令で定める。(政府からの貸付等)

第四十二条の三 政府は、日本国有鉄道に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は鉄道債券の引受をすることができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第四十二条の四 政府は、前条に規定する短期の資金の貸付に代えて当該事業年度内に限り、国庫余裕金を日本国有鉄道に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。(償還計画)

第四十二条の五 日本国有鉄道は、毎事業年度、長期借入金及び鉄道債券の償還計画をたてて、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第四十三条 日本国有鉄道は、その会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公共企業体としての日本国有鉄道の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4 日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(給与準則)

第四十四条 日本国有鉄道は、その役員及び職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給与の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

2 前項後段の規定は、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、特別の給与として支給するときは、適用しない。

第四十五条 削除

(財産処分制限)

第四十六条 日本国有鉄道は、法律に定める場合の外、営業線及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 運輸大臣は、第四十二条の五に規定する承認並びに第四十二条の二第一項、同条第三項但書及び同条第六項に規定する認可については、大蔵大臣と協議してこれをしなければならない。

(会計職員)

第四十八条 総裁、副総裁又は理事（以下「総裁等」という。）により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁等により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支払の請求に関し、総裁等により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支払及び受領に関し、総裁等により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に関し、それぞれ総裁等を代理する。

第四十八条の二 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が、善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し、日本国有鉄道に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免かるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

(契約)

第四十九条 日本国有鉄道が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して一般競争入札の方法に準じ申込をさせ、その最低又は最高の価格による申込者又は申込者との価格その他の条件についての公正な協議を経て定めた者とこれを行わなければならない。但し、緊急な必要がある場合、一般競争入札の方法に準じてすることが不利である場合又は政令の定める場合においては、この限りでない。

(会計検査)

第五十条 日本国有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。
(運賃の設定及び変更)

第五十一条 日本国有鉄道における運賃の設定及び変更に関しては、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三条及び財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の規定を準用する。

第五章 監督

(監督者)

第五十二条 日本国有鉄道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三条 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

- 一 鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受
- 二 日本国有鉄道に関連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始
- 三 営業線の休止及び廃止

(監督の命令及び報告)

第五十四条 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し報告をさせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第五十五条 総裁、副総裁又は総裁の職務を行い若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に於いて、十万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるときに受けたとき。
- 二 第三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 三 第七条第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。
- 四 前条第一項の規定に基く命令に違反したとき。
- 五 前条第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 雑則

(恩給)

第五十六条 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員たる者が、引き続き日本国有鉄道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十条に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合には、恩給の給与等については、日本国有鉄道を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給与事由の生じた恩給であつて従前の国有鉄道事業特別会計(旧帝国鉄道会計を含む。)において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支払に充てるべき金額については、日本国有鉄道が国有鉄道事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れるこ

とに關する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九条第一項の規定により日本国有鉄道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本国有鉄道に納付すべきものとする。
（共済組合）

第五十七条 日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用されるもので国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道総裁」と、第六十九条（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二条中「国庫」とあるのは「日本国有鉄道」と、第七十三条第二項、第七十五条第二項及び第九十八条中「政府を代表する者」とあるのは「日本国有鉄道を代表する者」と読み替えるものとする。

2 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律百十八号）による改正前の国家公務員共済組合法第二条第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二条第一項の規定により日本国有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八条 国庫は、日本国有鉄道に設けられた共済組合に対し、国家公務員共済組合法第六十九条第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十条の二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五条の規定の適用については、日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。
（災害補償）

第六十条 日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用される者で、国庫から報酬をうけるものとみなし、国家公務員災害補償法（昭和 年法律第 号）の規定を準用する。この場合において、「国」（第四十二条中「国、市町村長」の国を除く。）とあるのは「日本国有鉄道」と、「会計」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替えるものとする。

2 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第三項の規定の適用については、日本国有鉄道の事業は、国の直営事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本国有鉄道が負担する。

（失業保険）

第六十一条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第七条の規定の適用については、日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第六十二条 国庫は、日本国有鉄道がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八条第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

（他の法令の適用）

第六十三条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、電気事業法（昭和六年法律第六十一号）、土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）及び財政法、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）等国の会計を規律することを目的とする法令を除く。）の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本国有鉄道を国と、日本国有鉄道総裁を主務大臣とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

(財産の承継)

2 国有鉄道事業特別会計の資産は、この法律施行の日に、日本国有鉄道に引き継ぐものとする。

(日本国有鉄道設立の手續その他)

3 日本国有鉄道設立の手續、財産及び従業員の政府から日本国有鉄道への引継の手續その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

附則 (昭和二十四年三月三十一日法律第十五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十四年五月三十日法律第百十八号)

1 この法律中第二条第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和二十四年六月一日から、第十六条、第八十一条、第八十二条、第九十四条第一項及び第九十六条の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十四年六月四日法律第百九十二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十四年十二月十四日法律第百六十二号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十九条から第三十九条の五まで及び第三十九条の八の規定は、昭和二十五年四月一日以後の予算について、改正後の第四十条から第四十条の三までの規定は、昭和二十五年四月一日以後の決算について、改正後の第四十九条の規定は、公布の日から、それぞれ適用する。

(昭和二十四年度の決算等)

2 日本国有鉄道の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、なお従前の例による。

(昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失の取扱)

3 昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失で、国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第十一号)附則第九項の規定により調整勘定として資産項目に計上された金額は、改正後の第四十一条の適用については、同条の繰越損失とみなす。

附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第七十九号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月十日法律第百五十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月十日法律第百六十号)

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和二十五年七月三十一日法律第百二十六号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、入場税、遊興飲食税、電気ガス税、

鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税については昭和二十五年九月一日（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から、その他の地方税については昭和二十五年分分からそれぞれ適用する。但し、第七百四十九条第一項及び第二項の規定は、同項の事業の料金について物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の規定による統制額がある場合においては、昭和二十五年一月一日の属する事業年度の初日又は同年一月一日以後においてその統制額が改訂されたときは、その改訂の時の属する事業年度分又は昭和二十五年分若しくは昭和二十六年分分、その改訂の時が昭和二十四年四月一日以後昭和二十五年一月一日の属する事業年度の初日又は昭和二十五年一月一日前に係るときは、同年一月一日の属する事業年度分から又は昭和二十五年分及び昭和二十六年分分それぞれ適用し、昭和二十四年四月一日以後昭和二十七年一月一日の属する事業年度の初日又は同年一月一日前にその改訂が行われなかつたときは、適用しない。

附 則（昭和二十六年六月一日法律第百八十四号）

この法律は、法施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

附 則（昭和二十六年六月一日法律第百八十九号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十九号）の施行の日（昭和二十五年五月十日）以後に行われた選挙によつて市（特別区を含む。）の議会の議員となり、現にその議員であるものは、第二十六条第二項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引き続きその議員であることができる。

3 前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であつて、当該選挙において当選人となつたものについては、改正前の第二十六条第二項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることになんらの影響を及ぼすものでない。

4 第二十六条第二項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員であるものについては、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間は、適用しない。この場合において、その者がその期間内に議員の職を辞さないときは、その期間を経過した日に日本国有鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

附 則（昭和二十六年六月九日法律第二百二十号）

この法律は、新法施行の日から施行する。（昭和二十六年十月二十七日政令第三百四十二号により昭和二十六年十二月一日から施行）

附 則（昭和二十六年十二月三日法律第二百九十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十八号）

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二百八十八号）

この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない期間内において、政令で定める日から施行する。（昭和二十七年七月三十一日政令第三百二十一号により八月一日から施行）

附 則（昭和二十七年十二月二十六日法律三百三十九号）

この法律は、公布の日から施行する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の同法第三十九条から第三十九条の十四まで、第三十九条の十五第二項、第三十九条の十七及び第四十五条の規定は、昭和二十九年以降の予算について改正後の同法第三十七条第二項及び第四十条から第四十条の三までの規定は、昭和二十九年以降の決算について適用する。
- 2 日本国有鉄道の昭和二十八年度の予算の繰越についての改正後の日本国有鉄道法第三十九条の十五第一項の規定の適用については、同項中「支出予算」とあるのは、「歳出予算」と読み替えるものとする。
- 3 日本国有鉄道の昭和二十八年度の予算（歳出予算の繰越を除く）、昭和二十七年及び昭和二十八年度の決算並びに昭和二十七年の損益の処理については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際、現に日本国有鉄道の監理委員会である者は、改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に経営委員会の委員が任命されるまで経営委員会の委員としての職務を行う。
- 5 改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に任命される経営委員会の委員の任期は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、任命の日から、一人は一年、一人は二年、一人は三年、二人は四年とする。
- 6 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の総裁又は副総裁である者は、改正後の日本国有鉄道法第二十条の規定により総裁又は副総裁として任命された者とみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の総裁又は副総裁としての任期の残存期間とする。

○日本国有鉄道法施行法

昭和二十四年五月二十五日法律第五百号
改正 昭二五、三、七法六

日本国有鉄道法施行法

（監理委員会の委員及び総裁の任命の事前措置）

第一条 内閣は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）施行前に、同法第十二条の例により、日本国有鉄道の監理委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2 内閣は、日本国有鉄道法施行前に、同法第二十条第一項及び第二項並びに同法第二十一条の例により、前項の規定による委員となるべき者の推薦に基き、日本国有鉄道の総裁となるべき者を指名することができる。

3 前二項において日本国有鉄道法第十二条又は同法第二十一条の例による場合において、同法第十二条第三項第五号中「日本国有鉄道」とあるのは「国有鉄道、国有鉄道に関連する国营船舶及び国营自動車並びにこれらの附帯事業に関して運輸省」と読み替えるものとする。

4 日本国有鉄道法第十七条の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により指名された委員となるべき者及び総裁となるべき者は、日本国有鉄道法施行の時にあって、同法の規定によりそれぞれ日本国有鉄道の最初の監理委員会の委員又は総裁に任命されたものとする。

（職員の内継）

第二条 日本国有鉄道法施行の際、現に運輸省職員（運輸部内の官吏、官吏の待遇を受ける者、雇員及び見習雇員をいふ。以下同じ。）であつて、運輸省鉄道総局等主として国有鉄道、国有鉄道に関連する国営船舶及び国営自動車並びにこれらの附帯事業に関する事務を所掌する部局その他の機関であつて運輸大臣の定めるものに勤務するものは、運輸大臣の指名する者を除き、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本国有鉄道に引き継がれるものとする。

2 日本国有鉄道法施行の際、現に運輸省職員であつて、大臣官房等国有鉄道、国有鉄道に関連する国営船舶及び国営自動車並びにこれらの附帯事業に関する事務を所掌する部局その他の機関（前項の規定により運輸大臣の定めるものを除く。）に勤務するものは、運輸大臣の指名する者に限り、同法施行の際運輸省職員としての身分を失ひ、日本国有鉄道に引き継がれるものとする。

3 前二項の規定により、運輸省職員が、日本国有鉄道に引き継がれる場合においては、その者に対する退官退職手当は、支給しない。

4 前項に規定する者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、日本国有鉄道に勤務した期間とみなす。

（地方公共団体の議会の議員たる者の暫定措置）

第三条 前条第一項又は第二項の規定により日本国有鉄道の職員となつた者であつて、日本国有鉄道法施行の際現に地方公共団体の議会の議員であるものは、その任期中は引き続きその議員であることができる。

（権利義務の承継）

第四条 国有鉄道、国有鉄道に関連する国営船舶及び国営自動車並びにこれらの附帯事業に関し、日本国有鉄道法施行の際現に国が有する権利義務は、別に定めるものを除く外、その時において日本国有鉄道が承継する。

（訴訟の受継）

第五条 前条に規定する事業に関し、国を当事者とする訴訟であつて、日本国有鉄道法施行の際現に係属しているものは、その時において日本国有鉄道が受け継ぐ。同条に規定する事業に関し、これを所管する行政庁を当事者とする訴訟で前段と同様なものは、日本国有鉄道の総裁が受け継ぐ。

（共済組合に関する暫定措置）

第六条 日本国有鉄道法施行の際、現に国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二条第二項第八号の規定による共済組合の組合員であつて、第二条第一項又は第二項の規定により日本国有鉄道に引き継がれないものは、日本国有鉄道法施行後当分の間、引き続き日本国有鉄道法第五十七条第二項の規定により日本国有鉄道に設けられる共済組合（以下「国鉄共済組合」という。）の組合員とする。

2 国庫は、前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法第六十九条第一項各号及び同法第九十二条に掲げる費用を負担するものとし、政府は、これを国鉄共済組合に払い込まなければならない。

（不動産に関する登記の手續）

第七条 日本国有鉄道が第四条の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきすべき登記の嘱託書には、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾書を添付することを要しない。

2 日本国有鉄道の総裁が不動産に関する権利につき登記を嘱託する場合において、その役員又は職員を代理人と定め、その旨を官報で公告したときは、当該代理人は、不動産登記法第三十五条第一項第五号に掲げる書面を提出することを要しない。

(日本国有鉄道が引き継ぐ財産の範囲)

第八条 日本国有鉄道法施行の日において日本国有鉄道が政府から引き継ぐ財産は、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産並びに公債及び借入金以外の負債とする。

(公債及び借入金金の処理)

第九条 昭和二十四年五月三十一日において国有鉄道事業特別会計が負担する公債及び借入金金は、日本国有鉄道法施行の日において、一般会計に帰属せしめる。

2 日本国有鉄道は、日本国有鉄道法施行の日において、前項に規定する公債及び借入金金の金額に相当する額の債務を政府に対し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、日本国有鉄道は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により日本国有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支払期日は、第一項の規定により一般会計に帰属した公債及び借入金金の償還期限、利率及び利子支払期日によるものとする。

5 政府は、第一項の規定により一般会計に帰属した公債及び借入金金の償還期間を延期し、又は借換をした場合においては、その償還期限、利率及び利子支払期日並びに公債についてはその発行価格に基き、第二項の規定により日本国有鉄道が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支払期日を変更することができる。

(国庫余裕金の貸付)

第十条 政府は、日本国有鉄道において支払上現金に不足があるときは、日本国有鉄道法第四十五条の規定による貸付として国庫余裕金を一時貸し付けることができる。

(資本金の額)

第十一条 日本国有鉄道法第五条に規定する資本金は、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産の価額(調整勘定に計上する額を含む。)から負債の金額を控除した額に相当する金額とする。

(国有鉄道事業特別会計の残務の処理)

第十二条 国有鉄道事業特別会計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の使用、決算、財産及び出納その他会計に関する事務は、日本国有鉄道法施行の日以後は、従前の例により日本国有鉄道が行う。

(庁舎の無償貸付)

第十三条 日本国有鉄道は、日本国有鉄道法施行の際現に政府が使用している庁舎を政府に無償で貸し付けることができる。

(他の法令の改廃等)

第十四条 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「帝国」を「本邦」に、「政府」を「日本国有鉄道」に改める。

第二条、第四条及び第五条を削り、第三条を第二条とする。

第十五条 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国有鉄道(国有鉄道に關連する国営船舶を含む。)」を「日本国有鉄道の鉄道及び連絡船」に改める。

第五条、第七条第三項、第八条及び第九条中「運輸大臣」を、第八条中「国有鉄道」をそれぞれ「日本国有鉄道」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 第五条、第七条第三項及び第九条の規定により日本国有鉄道が左の各号に掲げる運賃及び料金を定める場

合においては、運輸大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定期旅客運賃
- 二 小口扱貨物運賃
- 三 手小荷物運賃
- 四 旅客運賃及び貨物運賃の最低運賃
- 五 寝台料金

第十六条 日本通運株式会社法（昭和十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「政府」を「日本国有鉄道」に、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第九条ノ二を削る。

第十七条 帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「政府」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「政府」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十四条中「帝国鉄道會計」を「日本国有鉄道」に改め、同条後段を削る。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条 削除

第三十四条第二項を削る。

第十八条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ二 日本国有鉄道ヨリ發スル証書、帳簿

第十九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号を次のように改める。

二 日本国有鉄道自己ノ為ニスル登記又ハ登録

第二十条 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「国有鉄道（国有鉄道ニ関連スル国营船舶ヲ含ム以下同ジ）」を「日本国有鉄道ノ鉄道及連絡船」に、「運輸大臣」を「日本国有鉄道」に、「国有鉄道ノ乗客」を「日本国有鉄道ノ鉄道及連絡船ノ乗客」に改める。

第二十一条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号を次のように改める。

八 削除

第二十二条 大蔵省預金部特別會計、国有鉄道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別會計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第七十号）政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別會計に対する一般会計の繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第十三号）及び大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第十八号）の一部をそれぞれ次

のように改正する。

第二項中「、国有鉄道事業特別会計」を削る。

第二十三条 左に掲げる法令は、廃止する。

国有鉄道事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十号）

地方鉄道及軌道に於ける納付金等に関する法律（昭和二十年法律第十九号）

鉄道会議官制（昭和五年勅令第二百十九号）

鉄道輸送協議会官制（昭和十七年勅令第五百十二号）

鉄道教習所官制（昭和十四年勅令第六百十七号）

地方鉄道軌道納付金委員会官制（昭和二十年勅令第二百九十号）

鉄道大臣に於て委託に依り陸運に関する機械器具等の製作、修理又は調達を為すの件（昭和十七年勅令第三百六十九号）

附則

1 この法律は、日本国有鉄道法施行の日から施行する。但し、第一条の規定は、公布の日から、第二十二條の規定は、昭和二十四年五月三十一日から施行する。

2 国有鉄道事業特別会計法は、第二十三條の規定にかかわらず、日本国有鉄道法第三十六條第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

3 日本国有鉄道が政令で定める期間内になす物品の運送に関する取引には、取引高税を課さない。

4 日本国有鉄道は、昭和二十四年度においては、第九条第二項の規定により日本国有鉄道が政府に対し負う債務の利子

及びその債務の取扱に要する経費を国債整理基金特別会計に納付することができる。

附則（昭和二十五年三月七日法律第六号）

この法律は、公布の日から施行する。

○日本国有鉄道法施行令

昭和二十四年五月二十五日政令第百十三号

改正	昭二五、一二、九政三四八
同二六、一〇、二四同三三九	
同二七、一五、二四同三五九	
同二八、一〇、一二政三二五	

日本国有鉄道法施行令

内閣は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）及び日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第五号）を実施するため並びに日本国有鉄道法その他の関係法律に基き、この政令を制定する。

（債務負担行為）

第一条 日本国有鉄道法（以下「法」という。）第三十九條の三に規定する債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に依りて行為に基いて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

（予備費の使用）

第二条 法第三十九條の六第二項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書をもつてす

るものとする。

(予算の繰越)

第三条 法第三十九条の十五第三項の規定による通知は、繰越計算書をもつて、翌事業年度の五月三十一日までにするものとする。

2 前項に規定する繰越計算書は、法第三十九条の十五第一項の規定による繰越と同条第二項の規定による繰越とに區別して、それぞれ支出予算と同一の区分により作成し、且つ、これに左の事項を示さなければならない。

- 一 繰越が必要となつた項の経費の金額
- 二 前号の経費の金額のうち支出した額
- 三 第一号の経費の金額のうち翌事業年度に繰越をした金額
- 四 第一号の経費の金額のうち不用となつた額

(資金計画)

第四条 法第三十九条の十六に規定する資金計画は、その資金の財源については自己資金、借入金及び鉄道債券の発行により調達する資金に、その資金の用途については業務運営、建設改良及びその他に区分しなければならない。

2 四半期毎の資金計画の提出は、その四半期の開始の日の二十日前までにしなければならない。

3 日本国有鉄道が資金計画を変更する場合の資金計画の提出は、その都度しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五条 法第三十九条の十七の規定による報告は、法第三十九条の八の規定により負担した債務については事項ごとの金額(同条第二項の規定により負担した債務については、その事由及び金額)を明らかにした報告書により、収入及

び支出をした金額については法第三十九条の五の規定による区分に従い作成した試算表により、翌月末日までにしなければならない。

(決算の報告書)

第六条 法第四十条の二第一項に規定する報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項に規定する報告書には、法第三十九条の四の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書)

第七条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、且つ、これに左の事項を示さなければならない。

- 一 収入
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入済額
- 二 支出
 - イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の理由及び金額
 - ニ 予算総則に設けた弾力性に関する規定に基く経費の増加額
 - ホ 流用の理由及び金額

- へ 支出済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(債務に関する計算書)

第八条 第六第一項の債務に関する計算書には、法第三十九条の八の規定により負担した債務の金額(同条第二項の規定により負担した債務についてはその事由及び金額)を事項ごとに示さなければならない。

(決算書類の提出)

第九条 法第四十条の二第一項の規定による決算書類の提出は、翌事業年度の八月三十一日までにしなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第十条 日本国有鉄道が業務に係る現金を国庫に預託する場合には、日本銀行は、国の預託金に準じて取り扱わなければならない。

(業務に係る現金の銀行等に対する預託)

第十一条 日本国有鉄道は、運輸大臣及び大蔵大臣の承認を受けた事由がある場合には、法第四十二条第一項但書の規定により業務に係る現金を郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関(以下「金融機関等」という。)に預け入れることができる。

2 日本国有鉄道が法第四十二条第一項但書の規定により業務に係る現金を金融機関等に預け入れることができる期間は、災害その他やむを得ない事由がある場合並びに運輸大臣及び大蔵大臣が定める場合を除き、七日をこえてはならない。

(貸付金の利率)

第十二条 法第四十二条の二第一項の規定により政府が日本国有鉄道に対し資金の貸付をする場合における利率は、政府において公債を財源として貸し付けるときはその公債の発行価格による利廻にその公債の発行に係る経費率を加算した利率により、借入金も財源として貸し付けるときはその借入金の利率による。

(鉄道債券の形式)

第十三条 鉄道債券は、無記名利札付とする。

(鉄道債券発行の方法)

第十四条 鉄道債券の発行は、募集の方法による。

(鉄道債券申込証)

第十五条 日本国有鉄道は、鉄道債券の募集に応じようとする者からその引き受けようとする鉄道債券の数及び住所を記載し、且つ、これに署名又は記名捺印をした鉄道債券申込証二通を徴しなければならない。

2 鉄道債券申込証は、日本国有鉄道が作成し、これに左の事項を記載しなければならない。

- 一 鉄道債券の名称
- 二 鉄道債券の総額
- 三 各鉄道債券の金額
- 四 利率
- 五 発行価格
- 六 償還の方法及び期限

- 七 利息支払の方法及び期限
- 八 無記名式である旨
- 九 応募額が鉄道債券の総額をこえる場合の措置
- 十 募集の委託を受けた会社があるときはその商号
- 十一 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号

（鉄道債券の引受）

第十六条 前条の規定は、政府が鉄道債券を引き受ける場合又は鉄道債券の募集の委託を受けた会社が自ら鉄道債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

（鉄道債券成立の特則）

第十七条 鉄道債券の応募総額が鉄道債券の総額に達しないときでも鉄道債券を成立させる旨を鉄道債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて鉄道債券の総額とする。

（鉄道債券の払込）

第十八条 鉄道債券の募集が完了したときは、日本国有鉄道は、遅滞なく、各鉄道債券につきその全額の払込をさせなければならない。

（鉄道債券の発行）

第十九条 日本国有鉄道は、前条の払込があつたときは、遅滞なく、鉄道債券を発行しなければならない。但し、鉄道債券の応募又は引受をしようとする者が、応募又は引受に際し、鉄道債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各鉄道債券には、第十五条第二項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、日本国有鉄道総裁が、これに記名捺印しなければならない。

（鉄道債券原簿）

第二十条 日本国有鉄道は、主たる事務所に鉄道債券原簿を備え置かなければならない。

2 鉄道債券原簿には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第十五条第二項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事項
- 二 鉄道債券の発行の年月日
- 三 鉄道債券の数及び番号
- 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元利金の支払に関する事項
- 六 鉄道債券の取得に関する事項

（利札の欠缺）

第二十一条 鉄道債券を償還する場合において、欠缺した利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。但し、すでに支払期の到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人が、これと引換に控除金額の支払を請求したときは、日本国有鉄道は、これに応じなければならない。

（鉄道債券の認可）

第二十二条 日本国有鉄道は、法第四十二条の二の規定により鉄道債券の発行の認可を受けようとするときは、鉄道債券

の募集の日の少くとも二十日前までに左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 鉄道債券の発行を必要とする理由
 - 二 第十五条第二項第一号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項
 - 三 鉄道債券の募集の方法
 - 四 鉄道債券の発行に關し要する費用の概算額
 - 五 第二号に掲げるものの外、鉄道債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
- 一 作成しようとする鉄道債券申込証
 - 二 鉄道債券の発行により調達する資金の用途の詳細を記載した書面

(償還計画の範囲及び提出時期)

第二十三条 日本国有鉄道は、毎事業年度の予算につき法第三十九条の十の規定による通知があつたときは、直ちに法第四十二条の五に規定する長期借入金及び鉄道債券の全額についての償還計画をたてて、運輸大臣に提出しなければならない。

(契約申込者の資格)

第二十四条 日本国有鉄道が法第四十九条本文の規定により売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において一般競争入札の方法に準じて申込をさせる方式によるときは、その申込者に必要な資格は、予め日本国有鉄道総裁が運輸大臣の承認を受けて定め、公示する。

(契約方式の特例)

第二十五条 法第四十九条但書に規定する政令の定める場合は、左に掲げる場合とする。但し、第一号から第五号までに掲げる場合は、指名競争に付する場合に限る。

- 一 契約が、建造、製造、改造、修理等の工事（以下単に「工事」という。）で、列車又は船舶の運行の安全を図るためにその施行に高度の技術又は経験を要するものの請負を目的とする場合
- 二 契約が、工事の請負を目的とする場合であつてその工事の施行にあつて列車又は船舶の運行の安全に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 三 契約が特殊の技術又は経験を要する工事の請負を目的とする場合
- 四 契約が、列車又は船舶の運行の安全を図るためにその製造に高度の技術又は経験を要する物品の購入を目的とする場合
- 五 契約が予定価格百万円以下の工事の請負を目的とする場合
- 六 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- 七 国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結する場合
- 八 法第四十九条本文に規定する公告を行つても入札者が不在の場合であつて予定価格の範囲内で契約を締結するとき。
- 九 再度の入札に付しても落札者が不在の場合であつて予定価格の範囲内で契約を締結するとき。
- 十 落札者が契約を結ばない場合であつて落札金額の範囲内で契約を締結するとき。
- 十一 契約が、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）に規定する地方鉄道、軌道法（大正十年法律第七十六号）に規定する軌道等日本国有鉄道の事業と密接な関連のある事業に対してもつばらその事業の用に供する物品を売却することを目的とする場合

十二 物品の購入又は工事の請負を目的とする契約の相手方にその者がその契約を履行するために必要な物品を売却することを目的とする契約を締結する場合

十三 日本国有鉄道が他人の委託によりその者の所有する物品を用いて工事その他の作業を行う場合であつてその者に必要な物品を売却することを目的とする契約を締結するとき。

十四 日本国有鉄道が取得した土地その他の物件を取得後十年以内に旧所有者又はその一般承継人に売却することを目的とする契約を締結する場合

十五 契約が予定価格十万円以下の土地その他の物件の売却を目的とする場合

十六 契約が予定価格五十万円以下の工事の請負を目的とする場合

十七 契約が予定価格三十万円以下の物品の購入を目的とする場合

十八 契約が予定賃借料の年額又は総額が十五万円をこえない土地その他の物件の借入を目的とする場合

十九 契約が予定賃貸料の年額又は総額が五万円をこえない土地その他の物件の貸付を目的とする場合

二十 工事の請負又は土地その他の物件の売買若しくは賃貸借以外の事項を目的とする契約であつてその予定価格が二十万円をこえないものを締結する場合

(従前の法令の読替)

第二十六条 日本国有鉄道法第三十六条の規定により、日本国有鉄道の会計及び財務に関し、従前の国有鉄道事業特別会計に適用される法令の規定の例による場合において、これらの法令中「歳入徴収官」、「支出官」又は「分任支出官」とあるのは「出納命令職員」と、「出納官吏」とあるのは「出納職員」と読み替えるものとする。

(他の命令の改廃)

第二十七条 帝都高速度交通営団法施行令(昭和十六年勅令第四百九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「国」を「日本国有鉄道」に改める。

第十九条、第二十条及び第二十五条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十五条 削除

第三十三条第二項を削る。

第二十八条 通行税法施行規則(昭和十五年勅令第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第十条中「運輸省」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九条 左に掲げる命令は、廃止する。

運輸部内陸運関係官吏及待遇官吏服制(昭和九年勅令第三百二十号)

地方鉄道及軌道に於ける納付金等に関する法律の施行に関する件(昭和二十年勅令第九十二号)

国有鉄道事業特別会計令(昭和二十二年政令第三百十六号)

(取引高税を課さない期間)

第三十条 日本国有鉄道法施行法附則第三項の規定により日本国有鉄道がなす物品の運送に関する取引に取引高税を課さない期間は、昭和二十四年六月一日から昭和二十五年三月三十一日までとする。
(職員に関する経過規定)

第三十一条 日本国有鉄道法施行法第二条の規定により日本国有鉄道に引き継がれる者であつて、日本国有鉄道法施行前

法令の規定により懲戒の事由に該当したものに對する懲戒については、これらの者を日本国有鉄道法第三十一条第一項に規定する懲戒事由に該当した者とみなし、同条の規定を適用する。但し、日本国有鉄道法施行前法令の規定により減給又は停職の処分附せられたものの取扱については、その減給又は停職の期間を終るまでは、なお従前の例による。

2 日本国有鉄道法施行法第二条の規定により日本国有鉄道に引き継がれる者であつて、日本国有鉄道法施行前法令の規定により休職を命ぜられたものの取扱については、その休職の期間を終るまでは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この政令は、日本国有鉄道法施行の日から施行する。
- 2 国有鉄道事業特別会計令は、第十五条の規定にかかわらず、日本国有鉄道法第三十六条第一項の規定においてその例による限度において、なおその効力を有する。

附 則 (昭和二十五年十二月九日政令第三百四十八号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。但し、改正後の日本国有鉄道法施行令第一条から第四条までの規定は昭和二十五年以後の予算について、改正後の同令第十三条及び第十四条の規定は昭和二十五年以後の決算について、改正後の同令第十一条、第十二条、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十一条及び次項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

- 2 日本国有鉄道昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十六年十月二十四日政令第三百三十九号)

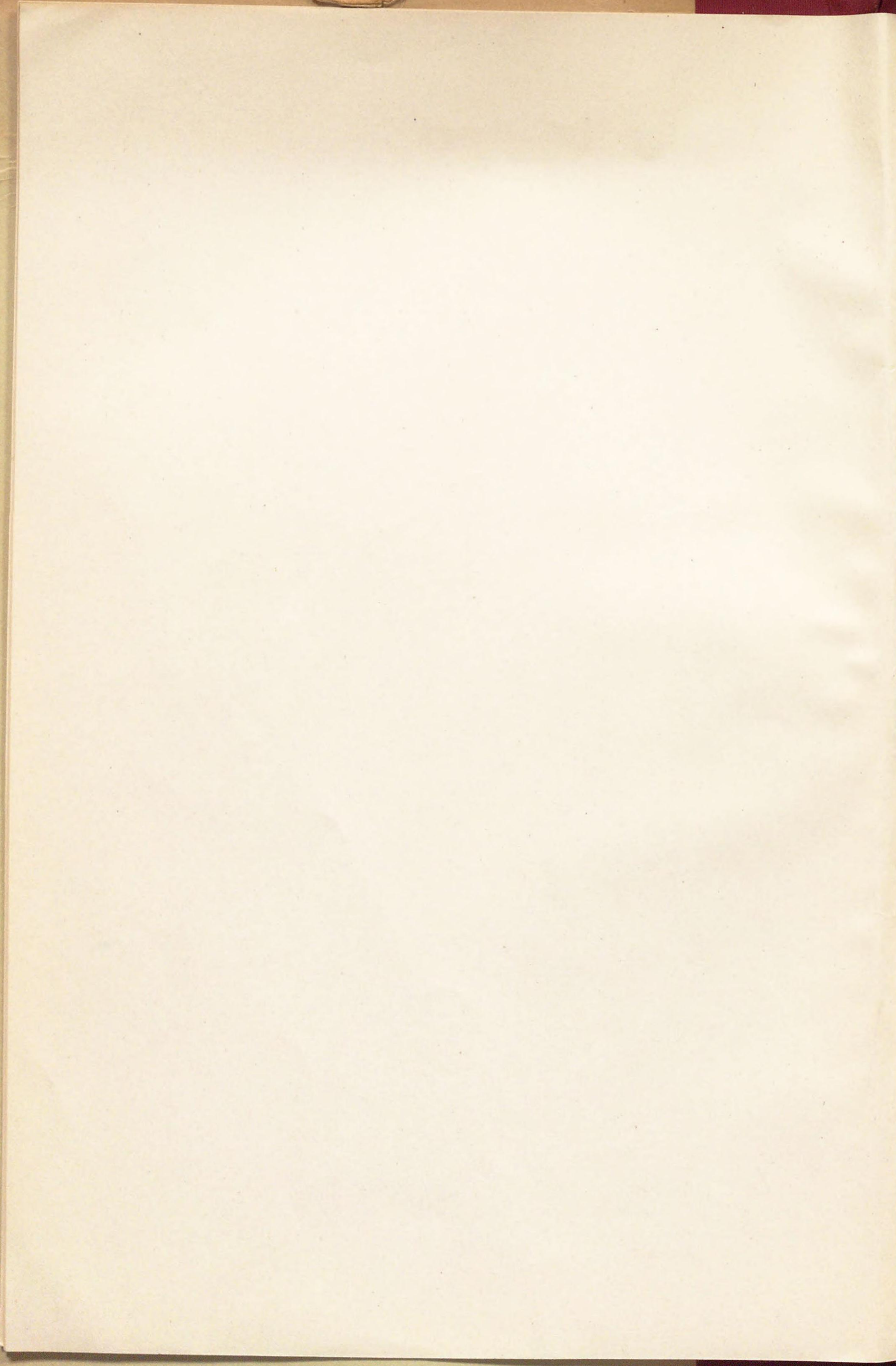
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年五月二十四日政令第五百五十九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十八年十月十二日政令第三百二十五号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。但し、改正後の日本国有鉄道法施行令第一条、第二条及び第五条の規定は、昭和二十九年以後の予算について、改正後の同令第三条の規定は、昭和二十八年以後の予算の繰越について、改正後の同令第六条から第八条までの規定は昭和二十九年以後の決算について適用する。
- 2 日本国有鉄道昭和二十八年度の予算の繰越についての改正後の日本国有鉄道法施行令第三条第二項の適用については、同項中「支出予算」とあるのは「歳出予算」と読み替えるものとする。
- 3 日本国有鉄道昭和二十八年度の予算(予算の繰越を除く。)並びに昭和二十七年及び昭和二十八年度の決算については、なお従前の例による。



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several paragraphs and is difficult to decipher due to its low contrast and fading.

